市町村合併に伴う商工会再編の方向性

根岸裕孝

The plan of merging and restructuring chambers of commerce and industry due to the merger of cities, towns and villages

Hirotaka NEGISHI

はじめに

商工会は、主に町村の商工業の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進に資することを目的に商工会法に基づき設立された特別認可法人である。商工会は、①地域の小規模事業者(従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下)の経営や技術の改善発達を図る「経営改善普及事業」、②地域の総合的な経済団体そして中小企業の支援組織として地域振興に取り組む「地域総合振興事業」を2本柱に事業を展開してきた。

商工会の数は以前は2800を越えていたが、2007年現在2076まで減少し、市町村合併の進展に伴い商工会の合併・再編が進みその数は減少しつつある。市町村合併とともに三位一体改革の進展により小規模事業者支援は国から地方へ移管され、一部の県では厳しい財政事情による小規模事業者支援策の効率化のために商工会と商工会議所への一元化にむけた商工会の吸収合併(手続き的には商工会の解散)が強力に進められる県もある。

グローバリゼーションの進展のもと地域経済を取り巻く環境が年々厳しさを増すなかで、地域の中小企業支援と地域振興事業を担う商工会の再編が進みつつある。

本稿では、商工会の歴史と現状そして再編の方向性について九州地区の動向をふまえながら検討したい。

1. 中小企業政策と商工会の変遷

1)産業政策と中小企業政策

中小企業政策の意義とその体系と展開と評価については黒瀬 (2006) の業績があげられる。 黒瀬は、中小企業政策は中小企業の発展を促進させる政策であるものの、発展それ自体が目的 ではなく中小企業がその発展を通じて経済・社会の健全な発展に重要な役割を果たすからこそ 支援するとし、中小企業に対する支援は公共性を持ち、それが認知されたことで世界的に展開 されると指摘する。

その公共性とは①経済的役割と②社会的役割から構成され、経済的役割としては「多様な需

要対応」「雇用機会創出」「競争と革新の主体」「地域経済の担い手」、社会的役割としては「民主主義の基盤」「多元的な経営価値観の担い手」があげられている。

中小企業政策は、上位政策である経済政策および産業政策に規定されることになるが、産業 政策は、一般的には「産業基盤政策」(諸産業の物的・制度的共通基盤)、「産業構造政策」(最 適な産業構造実現のための資源配分策)、「産業組織政策」(競争的環境に向けた市場構造と市 場行動の枠組み策)の3つに分けられる1)。中小企業政策は、中小企業団地等にみられる基盤 整備もあるが、主たるものは「産業構造政策」そして「産業組織政策」であり、その歴史的展 開を黒瀬 (2006) の整理を踏まえ特徴づけるならば、①戦後から 1950 年代前半までの経済民 主化型中小企業政策期、② 1950 年代後半から 1960 年代の産業構造政策型中小企業政策への 移行・確立期、③ 1970・80 年代の産業構造政策型中小企業政策の新展開、④競争政策型中小 企業政策への移行・確立期の4つに区分できる。①では、戦後の財閥解体、農地解放、独占禁 止法の制定、中小企業庁の設置等の経済民主主義の確立にむけた諸政策が展開された。②では、 高度経済成長にむけた重化学工業化推進のなかで中小企業政策重化学工業化を推進にむけた産 業構造政策がとられてきたが、その際に「大企業と中小企業の生産性格差」(=いわゆる二重 構造)の是正にむけて中小企業基本法の制定(1963)年をはじめとした産業構造政策型中小 企業政策が展開された時期である。③では、産業政策に知識集約化が組み入れられるとともに、 国際競争力強化にむけた中小企業の規模適正化・集約化のみならず、二重構造の変質から積極 的中小企業観も登場した。また、④ではグローバリゼーションのもとの規制緩和や国際競争力 強化にむけて競争政策的理念の導入が図られ、創業・新規事業支援策の本格的な展開が行われ

また黒瀬 (2006) は清成 (1970) の中小企業政策の分類をふまえ中小企業施策の分類を図 1 に分けている。

図1 中小企業政策の分類

①基礎的施策 : 金融対策、組織化対策、指導(経営支援)事業

②適応策 : 産業育成的適応策、産業調整的適応策

③不利是正策 : 競争政策的不利是正策、競争制限的不利是正策

④創業 :新規事業支援策

⑤保護策 : 所得均衡策、経営安定対策

⑥小規模企業対策

資料) 黒瀬 (2006)

①基礎的施策は、中小企業の経営資源不足を補うために行われるものであり、信用保証や政府系金融機関による資金提供等の金融対策や組織化による規模経済性の確保や異業種交流等の連結の経済性に向けた組織化対策、経営者能力の向上や専門人材不足を補う指導(経営支援事業)からなるものである。②の適応策は、中小企業を産業構造変化の方向に誘導するために行われるものであり、発展可能性の高い分野の中小企業の育成(産業育成的適応策)と新分野進出・事業転換や円滑な廃業を促進(産業調整的適応策)の2つに分けられる。③不利是正策は、中小企業の市場活動上の不利を是正するものであり、大企業による取引上の優越的な地位の濫

用を規制したり、大企業の中小企業分野への参入規制等である。④の創業・新規事業支援策は、中小企業の手による産業構造の変化や雇用創出の促進をめざし、⑤の保護策は、所得分配公正の観点から小規模企業に対する特別な措置や経済変動による打撃から中小企業を救済する経営安定対策が該当する。そして⑥は、中小企業基本法に「小規模企業者」として規定されている中小企業のなかでも従業員 20 人以下(商業、サービス業では5人以下)に対し、政策的に特段の配慮を行うものである。

2) 中小企業政策と商工会

こうした中小企業政策のなかで商工会は、地域の総合経済団体として事業を実施しているが、特に⑥の小規模事業施策の実施に重点をおき、①の基礎的施策における経営改善普及事業を中心に行う団体である。

表1は商工会と商工会議所の制度比較を示している。商工会は原則として町村区域、商工会議所は市の区域であるが、2つの組織とも市町村の区域の一部を地区の全部または一部とすることもできる。しかし商工会と商工会議所は、地区重複が禁じられており、一行政区域一商工団体の原則がある。商工会は、1955年の商工会法に基づき商工会議所は1953年の商工会議所法に基づき設置され、組織率はそれぞれ商工会62.7%、商工会議所35.3%、会員の規模は商工会が会員の9割が小規模事業者、商工会議所が3/4が小規模事業者であり、平均予算規模は2003年で商工会50,944千円、商工会議所が471,450千円、2004年の職員数は商工会計15,454人、商工会議所10,410人である。商工会は小規模事業施策を中心に事業が展開されるのに対して商工会議所は、小規模事業者支援のみならず中小企業支援の他に輸出品の原産地証明の発給、商事紛争の仲介等国際的な業務など総合的な事業を実施している。商工会は商工会議所と比して小規模事業者支援に力点を置く団体であるとともに町村に立脚した経済団体である特徴を持っている。

商工会の平成 19 年 4 月現在の会員数は 96.3 万人であり、業種構成では、建設業 20.8%、製造業 15.1%、卸売業 3.1%、小売業 25.6%、飲食業・宿泊業 10.8%、サービス業 16.9%、その他 5.8%である。

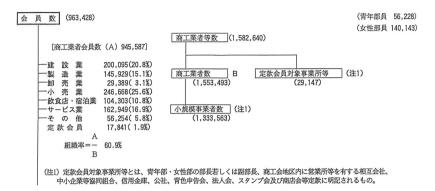
表1 商工会と商工会議所の制度比較

(平成16年3月末現在)

| | 商工会 | 商工会議所 |
|----------|---|---|
| 根拠法 | 商工会法 (昭和 35.5.20) | 商工会議所法(昭和28.8.1) |
| 地区内商工業者数 | 1,621,316 | 4,222,713 |
| 会員数 | 1,016,867 | 1,489,770 |
| 組織率 | 62.7% | 35.3% |
| 商工会等数 | 2,738 (平成 16 年 7 月現在) | 524 (平成16年4月現在) |
| 地区 | 原則として、町村の区域。市町村の区域の一部を地区の全部又は一部とすることもできる。商工会議所および他の商工会との地区重複を禁ずる | 原則として市の区域。市町村の区域の一部を 地区の全部又は一部とすることもできる。商 工会および他の商工会議所との地区重複を 禁ずる |
| 組織構成 | 商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会 連合会 | 商工会議所、日本商工会議所(県連合会は任 意組織) |
| 設立要件 | 地区内の商工業者の2分の1以上が会員となること | 特定商工業者の過半数の同意 *特定商工業者とは、従業員20人以上 (商業・サービス業は5人以上) 又は 資本金300万円以上 また通達により管内商工業者数に応じた 組織率、財政規模、専任職員数などの基準が 定められている |
| 会員の規模 | 会員の約9割が小規模事業者 | 会員の約4分の3が小規模事業者(また特定 商工業者の事業内容等を法定台帳に登録す ることで地域経済活動の太宗を把握) |
| 事業 | 地域の総合経済団体として事業を実施して いるが、中小企業施策、特に小規模事業施策 に重点を置いており、事業の中心は経営改善 普及事業 | 小規模事業者支援事業(全支出の2割程度)だけでなく、中小企業支援のほか、輸出品の原産地証明の発給や商事紛争の仲介等国際的な業務など、総合的な事業を実施 |
| 最高意思決定機関 | 総会(全ての会員で構成) ただし、会員数が 200人を超える場合は、総代会を設置できる | 議員総会(会員及び特定商工業者から選挙された議員並びに部会等で選任された議員で構成。 会員数に応じ議員数は30人~150人) |
| 表決権(議決権) | 総会(又は総代会)における議決権及び総代 を選ぶ際の選挙権については、いずれも1会 | 会員は部会において、議員は議員総会において1人1個の表決権を保有 |
| 選挙権 | 員1個 | 議員を選挙する際に会費口数に応じて1人最 高50票まで保有可 |
| 平均予算規模 | 1 商工会平均 50,944 千円 (平成 15 年度決算ペース) | 1 商工会議所平均 471,450 千円 (平成 15 年 3 月末決算ベース) |
| 平均会費(年額) | 1 会員平均 14,793 円(平成 16 年 7 月現在) | 1 会員平均 22,298 円 (平成 15 年 3 月末現在) |
| 職員数 | 15,454 人 (平成 16 年 7 月現在) | 10,410人 |

資料)全国商工会連合会

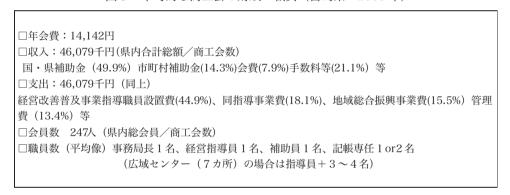
図2 商工会の業種別会員構成



資料)全国商工会連合会

平均的な商工会像を示したものが図3の宮崎県における商工会の財政・職員数である。

図3 平均的な商工会の財政・職員(宮崎県:2005年)



資料) 宮崎県商工会連合会

商工会収入は、商工会平均で46,079千円であり、内訳は国・県補助金が最も多く49.9%次いで市町村補助金(14.3%)、会費(7.9%)、手数料等(21.1%)と補助金が6割以上である。支出を見ると、経営指導の人件費である経営改善普及事業指導職員設置費が44.9%、同指導事業費18.1%と続き、地域総合振興事業費(15.5%)管理費(13.4%)となっている。また会員数は平均で247人、職員数は、平均像として事務局長1名、経営指導員1名、補助員1名、記帳専任1 or 2名の体制である。

3) 商工会の歴史と中小企業政策の展開

黒瀬 (2006)、同 (1997) による中小企業政策の歴史的展開の整理をふまえ通商産業省通商産業政策史編纂委員会 (1990)、宮崎県商工会連合会 (1975)、同 (1992) における商工会の歴史等を整理すると 4 つの時代区分に整理できる。

①戦前期

商工会の歴史は、古くは江戸期・明治期に遡り各地域の商工業者が相互の親睦と社会的地位 向上の場として「商工会」「商業組合」等の名称で、自主的に組織化し運営された。こうした ことから商工会は地縁性の強い組織である。宮崎県商工会連合会(1978)によれば宮崎県では、 大正末期ごろには各地で商工会が設立され、年末・中元の売出し・祭り・展覧会から各種請願・ 陳情等商工業の振興のための取り組みを実施していたとする。

②高度成長と日本経済の「二重構造論」(1950年代後半~):「格差是正」

戦後、日本経済が高度成長を実現していくなかで大企業と中小企業との生産性や賃金等の格差が政策課題としてクローズアップされ、特に日本経済の最底辺にある小規模企業対策の必要性が生じた。政府は1960年に「商工会の組織等に関する法律」(商工会法)を制立し、商工会の法定組織化を行った。商工会の法定組織化について通商産業省通商産業政策編纂委員会(1990)による『通商産業政策史第7巻』によれば、①業種別組合ではなく地縁性の優位性つまり業種共通の金融・税務等や②既に任意団体としての商工会が指導事業を実施していた実績があり、法制定前の1959年には組織数2,657、組織率45%という実績を重視したとしている。また、商工会法の特徴は、①小規模企業対策ではあるが、小規模事業者に限定しない組織、②一行政区域一商工団体の原則をおき、商工会議所との重複をさけたこと、③国の補助金による経営改善普及事業の実施を行い、商工会議所の小規模事業者支援事業に適応させ、経営改良普及員(=現在の経営指導員)の設置を図り、国庫負担を1/2にしたことである。これにより1960年には商工会法に基づいた1,789の商工会が設立され、国の補助による経営改善普及事業は1,484に及び順次全国に波及した。

一方、1963年には中小企業基本法が設立され、二重構造是正にむけて産業構造政策に中小企業政策が組み込まれた。その中心施策として中小企業の「構造高度化」が規模適正化・集約化を通じて「格差是正」へのシナリオとして位置づけられた。

③構造調整・低成長期と地方の時代(70~80年代):「格差是正」+「地域振興」

70年代に入り我が国は高度成長の時代の終焉を迎え低成長時代の到来し、小規模企業対策の強化が図られた。その具体的内容は、① 1973年に小規模経営改善資金 (1973)(通称マル経融資:現在の小規模等経営改善資金)の創設である。このマル経融資は、商工会議所・商工会による経営指導を6ヶ月以上受けた小規模事業者に対し国民金融公庫の融資を実施しするものであり、経営指導を資金融資をセットとするものであり、小規模事業者が高度化にむけて経営指導を受けるインセンティブを持たせるものでもある。これに伴い経営指導員の増員も図られ、1972年に全国 2,714 人から 10年後 1982年には 5,034人と大幅に増加²)している。また地方の時代と言われ始めるなかで 1981年には商工会法の改正が行われ商工会事業の柱として「経営改善普及」に加えて「地域経済振興」が加わり 2本柱となった。

④グローバリゼーションと規制緩和(90年代以降~):「経営革新」「創業支援」「地方分権」

1993年に小規模事業者支援法が制定され、商工会による基盤施設事業が行われ始めたが、バブル経済崩壊以降、日本経済の低迷が続いた。1999年には中小企業基本法の改正が行われ、中小企業政策が「格差是正」から「経済発展の担い手」へと大きく舵が着られ「経営革新」「創業促進」「経営基盤強化」が重視されることとなり、商工会も従来の単会重視から広域連携に

よる専門性を持った支援体制へとシフトし始めた。また、地方分権の進展に伴い 93 年度から 小規模事業指導補助金の人件費部分の一般財源化が進み 99 年度に完了した。また人件費以外 の国から都道府県への補助金も 05 年度を最後に 06 年度より三位一体改革に伴う税源移譲から廃止された。

2. 地方分権・三位一体改革・市町村合併と商工会再編

1) 地方分権と小規模対策事業補助金

中小企業政策がグローバリゼーションの進展のなかで90年代に転換し、「格差是正」から「経済発展への担い手」へとシフトしたことは、商工会のあり方を大きく揺さぶることになった。前述のとおり単会レベルでの経営支援の限界から広域連携による専門性をもたった経営支援体制を模索し商工会再編の引き金となったが、それを後押しする動きが地方分権である。地方分権の動きが進むなかでこれまで小規模事業者支援は国の責任として国の補助金が交付税措置にかわり都道府県の一般財源として組み込まれることになった。

表2は、国の小規模事業指導費補助金の推移である。中小企業対策予算のうち小規模対策補助金の比率は、1992年には26.8%を占めていたが、まず93年から商工会単会レベルに対する補助金が一般財源化がはじまり次いで県連そして人件費の一般財源化が進み始め、99年には人件費の完全一般財源化が進み中小企業対策予算のうち小規模対策補助金は9.7%となり、06年度より税源が完全委譲となった。

| | 中小企業対策予算(A) 億円 | 小規模対策補助金(B) 億円 | B/A*100 % | 備考 |
|-----|-------------------|-------------------|--------------|------------|
| 92年 | 1,956 | 525 | 26.8 | |
| 95年 | 1,857 | 214 | 11.5 | |
| 99年 | 1,923 | 186 | 9.7 | 人件費完全一般財源化 |
| 05年 | 1,730 | 104 | 6.0 | 06年度より税源移譲 |

表2 国の小規模事業指導費補助金の推移

資料)全国商工会連合会資料より作成

| 表 3 | 2007 年度の都道府県/ | N規模対策関係にかかる予算措 置 | 鬒(都道府県の数) |
|-----|---------------|-------------------------|-----------|
| | | | |

| | 増加(+1% 以上) | 横ばい(± 1%未満) | 減少(計) | 1%~5%減 少 | 5%~10% 未満 | 10%以上減少 | 不明 |
|-----|---------------|----------------|-------|-------------|--------------|---------|----|
| 人件費 | 2 | 7 | 31 | 22 | 9 | 0 | 7 |
| 事業費 | 13 | 4 | 23 | 3 | 11 | 9 | 7 |
| 総額 | 1 | 10 | 29 | 19 | 10 | 0 | 7 |

注) 07年7月時点で判明したもの

資料) 全国商工会連合会資料より作成

また、三位一体改革に伴い大幅な地方交付税の削減に直面した都道府県は、独自の行財政改

革集中プラン等を策定を図り聖域なき事業の見直しに取り組むなかで小規模事業者対策の大幅な見直しを進めるとともに、合わせて進展した市町村合併のなかで商工会の再編を進める県が出てきた。

表3は、全国商工会連合会調べによる2007年度の都道府県小規模対策関係にかかる予算措置(対前年度)の動向である。税源移譲後の07年度予算で総額として「増額」の都道府県数は1にとどまり、「横ばい」10、「減少」は29、「不明」7となっており、税源移譲により小規模対策予算は縮小の方向にある。特に事業費で10%以上減少の都道府県が9ある一方で増加が13あるなど都道府県のばらつきがある。

商工会は、これまでみたように①中小企業政策の転換、②地方分権、③三位一体改革、④市町村合併の4つの文脈のなかで再編への動きを加速させた。

近年の商工会数および合併数・会議所への移行・統合数をみたものが表4である。

| 年度 | 商工会数 | 商工会 合併数 | 会議所 へ統合 | 会議所統合する商工会所在地県名と件数 |
|------|-------|------------|---------|---------------------------------------|
| 2001 | 2,799 | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 2002 | 2,795 | 2 | 3 | 大分1、愛知1、北海道1 |
| 2003 | 2,776 | 9 | 1 | 岩手1 |
| 2004 | 2,738 | 23 | 1 | 高知1 |
| 2005 | 2,595 | 63 | | 岩手1、群馬1、三重1、長野1 |
| 2006 | 2,342 | 119 | 6 | 岩手2、群馬1、千葉1、三重1、長野1 |
| 2007 | 2,076 | 122 | 7 | 北海道1、岩手1、長野3、福井1、三重1 |
| 2008 | 1,903 | 75 | 5 | 岩手4、和歌山1 |

表4 近年の商工会数および合併数・会議所への移行・統合数

注) 2008 年岩手 4 のうちの 1 つは、2 商工会・2 商工会議所が 1 商工会議所へ統合 資料) 全国商工会連合会資料より作成

商工会数は、2001年には2,799から2008年では1,903へと減少の予定であり、合併数の 推移をみると04年に二桁となり06年に119、07年には122と三桁に増加している。

また、市町村合併により「一行政区域一商工団体」の原則が崩れて一行政区域に複数の商工団体が存在するケースが増加している。

| | 商工会数(計) | 一行政区域一 商工会 | 商工会の併 存 | 商工会議所と の併存 |
|---------|---------|---------------|------------|---------------|
| 2004年4月 | 2,738 | 2,456 | 101 | 181 |
| 2005年4月 | 2,598 | 1,658 | 402 | 511 |
| 2006年4月 | 2,342 | 1,090 | 521 | 731 |
| 2007年4月 | 2,076 | 1,126 | 320 | 630 |

表 5 商工会の併存状況

資料) 全国商工会連合会資料より作成

04年に商工会との併存する商工会は101、商工会議所との併存商工会は181であったが、06年には商工会の併存521、商工会議所との併存731であったが、商工会の合併の進展もあり07年にはそれぞれ320、630となっている。

また表 5 にあるように商工会の商工会議所への移行・統合は 02 年 $3 \rightarrow 03$ 年 $1 \rightarrow 04$ 年 1 であったが 05 年からは $4 \rightarrow 6 \rightarrow 7 \rightarrow 5$ となっており、その特徴として岩手、長野、群馬、三 重等にみられるとおり特定の県で複数あることである。

こうした商工会の商工会議所への合併は、分権型制度政策研究センター (2007) による『分権型社会へ向けた国・地方権限配分構想』においても商工会法の廃止と公益法人や任意団体への転換、商工会議所への統合が言及されている。分権型制度政策研究センターは、2005 年 7 月に第 2 次文献改革にむけた提言を行うために地方自治体首長、研究者等によって設立され、構成員 20 名のうち現職知事 10 名が含まれている ³⁾。

一方、国はこの間 04 年に商工会法を改正し、市町村合併が進展するなかで商工会議所地区を挟む形で存在するような商工会の飛び地合併を可能としたが、商工会議所との合併については両団体のこれまでの経緯をふまえ法律的に盛り込むことは避けている。

こうした商工会の合併再編は、「商工会運営の効率化、コスト削減」、「経営指導員の専門化」、「経営革新・創業支援等の充実」を図ることは可能であるものの、「会員と商工会との距離が遠くなる」、「市町村合併のなかで地域の拠り所がなくなる」という側面を持つ。

こうした合併再編の方向性は、①都道府県の行財政事情、②都道府県の産業政策・地域振興策に対する考え方、③都道府県商工会連合会の考え方、④市町村の進展度と当該市町村の考え方の4つにより規定されると思われる。

①および②は、三位一体改革後一般財源化された小規模企業対策予算について県としての考え方であり、①の予算制約のなかで②をどう踏まえて再編を行うかである。①の予算制約が厳しいほど②および③の裁量幅が狭くなる。また、③の商工会プロパー職員を抱える商工会サイドの提案力・構想力もポイントになる。商工会の現場を担う経営指導員の採用は、都道府県商工会連合会によって行われており、人事は一元化されている。都道府県連合会サイドから①の制約下にどのような再編にむけた提案が行えるかである。そして④は、合併市町村内における補助金やサービス格差の問題となる。合併し同一市町村になり商工会議所と商工会の併存地区が形成された場合、小規模事業者支援という点で格差が生じることになる。商工会議所と商工会はもともと制度上異なり、小規模事業者支援という観点からは商工会がより充実した支援体制を確立しており、同一市町村でありながら経営支援内容に差が生じる。そして商工会の場合、合併以前に地域総合振興事業を町村から補助金として得ながら事業を実施していた場合が多く、合併がより広域になるほど中心部の商工会議所以上に周辺の商工会への補助金額の格差が問題視される可能性がある。こうしたなかで、合併市町村が地域振興の観点でどのように捉えるかがポイントになる。

3. 九州における商工会再編の動向

「中小企業政策の転換」「三位一体改革」「市町村合併」の流れを受けて九州各県でも再編の動きが加速している。これらの流れをまとめたものが表6である。

厳しい財政事情とともに市町村合併を進め商工会再編を強力に推し進めるのは長崎県である。長崎県では、平成合併前には79市町村であったが、06年3月には23まで減少するとともに、

商工会は 72 → 22 へと大幅に減少した。長崎県は三位一体改革による地方交付税削減のなかで財政調整基金枯渇危機をふまえ一層厳しい歳出抑制を行っており、当初広域連携を検討したものの県主導の商工会再編が進められた。商工会および連合会職員を約 20 年かけて 4 割削減を図り、合併する商工会に対しては新たな経営指導員配置基準により指導員を厚く配分し推進してきた。また、合併による本所・支所の連携強化のために I Tを活用する等の取り組みを促進させている。

市町村合併が強力に推進され商工会の合併がすすみながらも、合理化努力と商工会会員サービスの強化を図り経営指導員の純増を図ったのが大分県である。市町村数は $58 \to 18$ と大きく減少し、商工会も $46 \to 16$ と減少した。厳しい財政事情のもと 20%越えの人員削減のなかで事務局長ポストは合併により減少するものの経営指導員は 5 名増加させ合併によるデメリットではなくメリットを前面に押し出し巡回重視の会員サービスを充実させる取り組みを始めている。農協や市町村の合併も進むなかで商工会は支所をベースに最後の地域の拠点と位置づけ事務機能は合理化しながらも青年部・女性部も継続させている。

こうしたなかで、宮崎県は、市町村数は 44 → 31 であるが商工会合併は行わない予定である。 広域連携は 04 年に実施し単会を越えた専門性をもつ経営支援体制の構築を図り、県内に 7 つの指導センターに広域指導員を複数配置している。厳しい財政事業のなかで商工課連合会は広域連携による全商工会の維持にむけたシミュレーションを実施し補助員・記帳専任の一本化、指導員設置基準を見直し合理化を図りつつも、商工会廃止に伴う地域社会への影響は大きいと判断している。

一方、福岡県は、市町村数は97→69、商工会数81→57であり広域連携体制を確立するも自動車産業の集積が進み小規模事業者対策を重視する方針から他県よりも相対的に恵まれた財政事情から当事者の自発性をもとに合併を推進している。

こうしてみた場合、単純化すれば厳しい財政事情のもと強力に商工会合併を余儀なくされた 長崎県、自動車産業の集積を背景に現状維持が可能な福岡県、合併と合理化をしながらも会員 サービスの充実をめざし地域の拠点を目指す大分県、地域振興の観点で自助努力とそのための 連携を模索する宮崎県という特徴があげられる。

おわりに

こうした商工会の再編の動きのなかで、問われるのが商工会の立脚点である。商工会は誰のためにあるのかという原点をどう考えるかである。田中(2007)は商工会運営のコンサルタントの経験を通じて商工会は会員のサポートに徹していかに経営革新の企業を多数輩出するかの原点に回帰すべきとする。地域総合振興事業により各種イベント等を行う商工会は地域活性化に大きな役割を果たしているものの、商工会のミッションを再度問う提言は商工会関係者にも大きなインパクトをもたらしている。

一方、商工会再編の動きのなかで商工会の存在が広く市民に知られていないという現状がある。全国商工会連合会では、商工会の地域貢献アピールプラン事業を近年打ち出したが、その動きは身近には感じられないのが現状である。

地域経済を取り巻く環境が厳しいなかで、地域の中小企業の経営支援と地域振興を担う商工会はその役割を増しており、今後の再編については今後さらにそのあり方について検討することが望まれる。

表 6 商工会等の合併の現況と考え方

| | į | | | X | 0 両上対すが口匠が | ンをどってもんご |
|--------|---|------------------|------|--------------|---|---|
| 県名 | 市町村数 | 団体数 (05.3) | 月現在) | 工会の合併によ | 広域連携への対応 | 商工会合併に対する考え方とその背景、人員の見直し 等 |
| | 上段:平成合併前 ↓ 下段:06年3月 | 上段:会議所 下段:商工会 | 1 | な在 | | |
| 開 | 6 9 | 19 | 100 | 8 1 ↓ 5 7 | ・00年に広域連携と合併を視野 政策審議会とりまとめに基づ 変の発売があれる。 変の発売が会しいましましましまします。 き02年より15の広域アロック よして広域連携の検討。合併に て移動。 | ・05年に県の合併方針、合併した際に経営指導員数の配置数の増分を予算措置することで合併 を推進しているが、当事者の自発性を導重して推進。 ・利事が中心来数税・推進に積極的、5万両各自動車産業の集積を背景に厳しい地方財政事情で あるものの、小規模事業者が環境担在主では相対的は他県よりも恵まれた条件にある。都市部 では会員数も増加、山間部は会員数減少とともに指導員 1人あたりの会員数が少ない。 ・合併に際して支所は設置(指導員を配置するケースあり)。 |
| 佐賀 | 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | % 6 % | 4 7 | 3 9 ← 5 € 6 | ・広域連携は検討せず | ・04年に県行財政改善プログラム策定、08年までに年一律15%の予算削減、07年には基金枯渇 防止のため07-10年の行政改革プラン策定、商工会および連合会として退職者不補充で予算削減 ・行対応 ・行政合併後3年以内の合併を推進。合併時に抵抗は少ない。その理由に経済圏の一致があり ・支所配置しないケースもあり。ただし飛び地合併はメリット少ない。支所はどうしても必要と なる。合併したケースでは従前の国の設置基準を上回る指導員配置を確保し専門性担保。 |
| 型 運 | 7 9 | 9 7 2 | 8 1 | 7 2 | ・当初広域連携を検討したが、 財政事情で合併不可避をふま え合併を推進 | ・04年の県収支改善対策により商工会を含む各種団体への財政支援11億円削減が決まり、県主 導のもと合併再編。新たな指導員配置基準で合併した商工会へ厚く配分。人員削減を連合会含 めて約4期電が約20年間かけて実現を図る。 さらに70年に基金枯渇危機をふまえ中期財政見通しを示し歳出抑制への取り組み。人件費の 事業費化への転換も進む。 |
| 熊木 | 5 9 + 4 8 8 + 8 | 9 8 4 | 9 3 | 8 4 ↓ 4 9 | ・当初広域を検討したが急速に 合併界上。合併しない商工会を 広域連携にて対応。しかし現在 検討段階 | ・県財政が厳しいなかで10年間で商工会職員を約15%を削減。新たな経営指導員設置基準で配置を予定し補助員と記帳専任を統合。 で全子定し補助員と記帳専任を統合。 ・合併後支所を設置するが経営指導員配置せず補助員で対応するケースあり。 |
| 大分 | 5 8 | 1 1 4 6 | 5 7 | 4 6 ↓ 1 6 | ・広域連携を当初想定したもの の、合併の方が財源・効率化・ 会員サービスの点でメリット | ・厳しい財政事情のもと県は一律15%削減を提示、20%越えの人員削減のなかで事務局長ボストは合併により減少するものの経営指導員は5名増加。合併によるデメリットではなくメリットを前面に押し出し巡回重視の会員サービスを充実させた。 一方、一部に押し出し巡回通視の会員サービスを充実させた。 一方、一部は発出せず地域の拠点として青年部・女性部も継続。農協も県一本、市町村合併 も進む等、商工会は支所を一て、長後の地域の拠点。ただし徹底した支所事務合理化推進。 ・ 単会の自己収入増強を促進 |
| 回 臺 | 4 4 4 3 t ← 4 | 9 3 9 | 4 8 | 合併予定なし | ・広域連携は、04年広域連携事業を開始。 | ・厳しい財政事業のなかで商工課連合会は広域連携による全商工会の維持にむけたシミュレーションを実施。補助員・記帳専任の一本化、指導員設置基準を見直し合理化を図りつつも、商工会廃止に伴う地域社会への影響は大きいと判断。 |
| 鹿児島 | 8 0 0 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 1 1 8 4 4 | 9 2 | 8 → 7 0 P | ・経営革新対応のため広域指導 体制確立。 ・現在は合併の上に広域指導体 側を構築を構想。 | ・県政副新大綱により商工予算は2014年までに20%削減。県は石政合併しながら合併しない商工会には合併した市町村単位での職員定数補助金を支出しない方針。 ・合併しても支所は継続。補助員・記帳員は統一。削減幅は、指導員を小さく、支援員を大きくしている。 |
| | | | | | | |

資料)宮崎県資料および各県商工会連合会ヒアリングに基づき根岸作成

注

- 1) 経済政策の構成については以下が丸谷・永倉・高倉・朴 (2005) が詳しい。また、産業政策の構成については、小宮他 (1984) が産業一般のインフラに関する部分の位置づけを産業構造政策ないし産業経過政策政策に位置づけ、産業秩序政策(産業組織政策)の大きく2つに分ける説と産業基盤政策を明確に位置づけ産業構造政策、産業秩序政策の3つから構成するとする説(尾上・新野 (1991))がある。高度経済成長期のこうした産業基盤政策と産業構造政策の展開については根岸 (1996) がある。
- 2) 黒瀬 (1997) の p.192 参照。
- 3) 岩手県において商工会議所統合が強力に進められているが、現職・前職知事が構成員に含まれている。

参考文献

小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎 (1984)『日本の産業政策』東京大学出版会

尾上久雄・新野幸次郎編 (1991)『経済政策論 (新版)』有斐閣

丸谷治史・永倉位行・高倉博樹・朴勝俊 (2005) 編著『現代経済政策』中央経済社

清成忠男 (1970)『日本中小企業の構造変動』

根岸裕孝 (1996)「戦後日本の産業立地政策の展開-高度経済成長期における政策展開を中心に-」『産業学会研究年報』12

国富町商工会(1981)『国富町商工会史』

宮崎県商工会連合会(1975)『宮崎県商工会史』

同上 (1992)『商工会三十年の歩み』

同上 (2005)『商工会実熊調査報告書』

同上 (2006)『三位一体改革及び市町村合併に伴う商工会組織と広域連携の枠組みのあり方 について』

通商産業省通商産業政策史編纂委員会(1990)『通商産業政策史第7巻』通商産業調査会

全国商工会連合会(1995)『商工会法施行35周年記念誌』

同上 (2005) 『今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会報告書』

黒瀬直宏 (1997)『中小企業政策の総括と提言』同文館

同上 (2006) 『中小企業政策』 日本経済評論社

田中晴人 (2001)「環境変化と組織〜商工会にみる環境変化」『金沢学院大学経営情報学部紀要』7-1 梅木晃・土井忠 (2004)『地域づくりはふれあいづくり〜地域経済再生と商工会〜』中小企業リサーチ センター

田中義郎(2007)『戦略で変わる商工会の未来図』

分権型政策制度研究センター(2007)『分権型社会へ向けた国・地方権限配分構想』